富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例の一部改正の概要

#### 1. 改正の趣旨

地球温暖化防止対策は、地球規模の喫緊の課題であり、国内においても、再生可能エネルギーの活用が推進され、中でも、太陽光発電設備は、広く一般的に普及が進んできた。

富士見町の位置する八ヶ岳南西麓の地域は、全国的にも晴天率が高く、太陽光発電設備の設置の適地とされていることから、町内全域で地上設置型太陽光発電が多数計画されている。

しかしながら、地上設置型太陽光発電設備は、一定規模以上の土地を造成し、長期的に 展開される事業であることから、土地造成によって変容する環境の変化が及ぼす、自然災 害リスクや景観・生活環境等への影響を危惧する声が住民間で高まっている。

加えて、近年の異常気象により頻発する全国各地の災害は、想定を超えた雨量等の局地化、集中化、激甚化が原因となっており、中山間地域に位置する当町においても、土砂災害等が懸念されているところである。

このことから、地上設置型太陽光発電設備の設置は、町内全域で抑制することを基本としつつ、その設置・維持管理に関しては、住民の安全・安心を担保した上で、地域住民の理解のもと、地域と共生し安定的に事業が展開されなければならない。

ここに、太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する必要な事項を定めるため、本条例を制定する。

#### 2. 改正の内容

# (1) 住民同意

関係区及び近接住民からの同意を許可要件とします。

- ・近接住民 事業区域の境界から 50 メートル以内の土地を所有する者、建物を 所有する者及び居住する者をいう。
- ・関係 区 事業区域の境界から 100 メートル以内の区域を含む区・集落組合 及び町長が特に必要と認める区・集落組合をいう。

### (近接住民及び関係区の同意)

- 第 10 条 町内において、特定発電事業計画に対して近接住民の 3 分の 2 以上の同意 及び関係区の同意を得なければならない。
- ※周辺住民は、「事業区域の境界から 200 メートル以内の土地を所有する者、建物を 所有する者及び居住する者をいう。ただし、近接住民は除く。」と定義し、周辺住 民への説明を義務付けます。

# (2) 抑制区域の設定

#### (抑制する区域)

- 第6条 次に掲げる事由により、太陽光発電設備の設置を抑制する区域(以下、「抑制区域」という。)を町内全域とする。
- (1) 土砂災害及びその他自然災害が発生するおそれがあること。
- (2) 豊かな自然環境及び優れた景観の保全が必要であること。
- (3) 良好な生活環境の維持が必要であること。
- 2 町長は、抑制区域において特定発電事業が計画された場合は、当該事業に対し当 該発電事業を自粛するよう要請するものとする。

### (3) F I T法認定等取得前の事前協議の義務化

FIT法認定等取得前の事前協議を許可要件とします。

#### (事前協議)

第7条第1項第2号に規定する、特定発電事業を行おうとする事業者は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請を行う前又は小売電気事業者との発電事業に関わる契約等の手続の前に、町長に許可申請前事前協議をしなければならない。

# (4) 事前協議の対象範囲の拡大

特定発電事業を行おうとする事業者は 10 k W以上の太陽光発電設備の計画全てに事 前協議を義務付けます。

#### 第2条

(富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例の一部改正)

第7条第1項第2号中の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」は令和4年4月1日より「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改正されることに伴うもの。

# 3. 施行期日

この条例は、令和4年3月18日から施行する。

ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する